

タイトル	学校教員の労働をめぐる問題：聞き取り調査から
著者	野々川，華奈；Nonokawa, Kana
引用	北海学園大学大学院経済学研究科 研究年報(13): 17-22
発行日	2013-03-31

学校教員の労働をめぐる問題

— 聞き取り調査から

野々川 華 奈

I. はじめに

小論は、聞き取り調査の結果で明らかになった、学校教員の労働をめぐる問題、特に働き過ぎの実態を報告するものである。

まずIIでは、教員の働き過ぎの背景にある近年の教育制度・政策の変化についてとりあげる。近年、学校教育の現場では、育ちの危機など、教育・教員の役割が大きくなっているにも関わらず、教育財政の削減が行われた。

続くIIIでは、教員の働き過ぎの実態について政府統計を概観した後、日本の教育労働の特徴について、岩田を中心にみておく。岩田（2008）は、初等・中等教育を担う教員の職能が明確ではないので、専門に即して教員の働き方を捉えるには日本では無理があるという。

IVでは、実際の聞き取り調査 31 人のうち特徴的な数人の事例を紹介する。聞き取りでは、一日の大きな流れから忙しさを感じる瞬間や、部活動顧問の大変さを聞いたり、日々の忙しさの中で、どんなことがやりがいになっているのか、といったことなどを聞いた。

Vでは、聞き取り調査の結果を整理した。教員の働き過ぎの実態と、なぜそういった働き過ぎが発生するのか、教員の仕事の特徴に焦点をあてて、まとめ、政策課題についてもふれた。

II. 教員をとりまく動き

近年、子ども達の学力低下問題が議論の対象となっている。日本では、OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）の結果を機に、大きくとりあげられるようになってきた現状がある。その原因としては、1998 年版学習指導要領から学習内容が 3 割削減されたことや 2002 年 4 月から導入された学校完全週 5 日制に代表される「ゆとり教育」路線への変更が指摘されている。

「ゆとり教育」の根底には広田（2009）が指摘したように小泉政権に代表される規制改革グループの教育改革案が新自由主義的な、競争と評価、格差の是認、個人主義的な競争といったモデルで作られていたことがあ

る¹。小泉政権では、2005 年 11 月に義務教育国庫負担度の国庫負担割合を 2 分の 1 から 3 分の 1 へと削減し国の教育にけるお金をカットしはじめると、教育基本法の改正にむけた動きも加速した²。その後、2006 年 9 月には、第一次安倍政権が発足した。2007 年には教育三法³改正の中に教育職員免許法の改正案が盛り込まれるなどした。

これら一連の改革は、教員の雇用や働き方に影響を及ぼした。一つには、非正規教員が増加し、結果として、正規雇用教員への分掌や部活動の業務を中心とした業務の偏りが生じている。

特に、非正規教員増加の背景には、自治体の財政難と、容易に教員数を調整できるということが大きい。更に、2006 年から、子ども人数の減少分以上に常勤の教職員数を減らすことが行革推進法で定められたことも、非正規教員増に拍車をかけた⁴。

また、北海道においては、過去に教員の労働に関する不適切な事態が発覚し、近年でも厳しい目が注がれている。2011 年秋には道教委の調査によって、北海道内の公立学校教員の不適切な研修報告が明らかになるなど、道内では新聞などのマスコミでも大きく取り上げられた⁵。それによってまた、過去数年に遡って数分単位の勤務時間と報告のずれを検証する調査が行われているような状況である。

III. 先行研究にみる教員の働き方

1. 教員の労働時間とメンタルヘルス

勤務日における労働時間について、中学校教諭は 10 時間 59 分、高等学校教諭は 10 時間 48 分となっている⁶。また、教員（教諭）が忙しさを感じている業務内容では、

¹ 広田（2009）pp.39-85

² 田中、世取山（2007）pp.14-16

³ 学校教育法、地方教育行政法、教員免許法

⁴ 朝日新聞教育チーム（2011）pp.114-116

⁵ 「道内教職員不適切勤務 公私混同はびこる」『北海道新聞』朝刊、2011 年 10 月 21 日付

⁶ 全日本教職員組合（2005）

学校行事が72%、教材研究71.3%が高い割合をしめし、授業や成績処理を上回っている高等学校教諭の勤務時間のうち業務の割合は、授業30%、教材研究20%、会議等6%となっており、教材研究については、小学校7%、中学校の11%と比較すると勤務時間に占める割合は多いが、勤務時間内に限れば、生徒指導については少ない傾向がある⁷。

上記の調査結果をみると、忙しさを感じてはいないようだが、中学校、高等学校教員では部活動顧問の時間的な拘束をみる必要がある。高等学校教員の従事時間をみると、運動部顧問では、残業時間2時間42分のうち45分、文化部顧問では同2時間24分のうち33分、顧問をしていない教員では1時間13分の残業及び持ち帰り時間になっている。休日の運動部顧問では3時間35分のうち2時間15分、文化部顧問では同2時間35分のうち1時間3分、顧問をしていない教員では1時間25分のうち11分と大きく差がひらいていることがよくわかる⁸。平日よりも、土日出勤してくる教員の多くが運動部顧問で、時間拘束の面では、文化部顧問との差が平日より広がっていることから、運動部顧問にかかる負担を想像することができる。

また、鷲谷(2000)⁹において、土曜勤務日の生活時間の割合が最大なのが部活動指導で2時間40分となっており、これは、平日勤務日の授業時間に匹敵する時間数だ。また、日曜日出勤をした場合に大きな影響を受けるのは社会的文化的生活時間¹⁰で2時間31分となり、これは日曜に勤務していない日の場合と比べると5時間近く短い。つまり、1週間の生活は、主に土日勤務の有無によって大きく左右されるため、結果的に社会的文化的生活時間を減少させ、生活時間を調整している¹¹。

長時間労働や睡眠不足、ストレスなどが加わると、メンタル不全に陥るおそれがある。学校教員に関する統計¹²の「離職の理由別 年齢区分別 離職教員数」から、病気離職のうち精神疾患の者の割合を全国の高等学校でみると、25歳未満が81.8%、25歳以上30歳未満が70.8%と20代の若い世代が顕著に高い割合を示しており、特に25歳未満の病気離職の場合はその原因のほとんどが精神疾患である。更に、全国で病気離職者は258名

であり、病気のうち精神疾患による離職が全国では123人である。また、同じ項目を学校種別でみると、中学校が最も精神疾患のための離職率が高いこともわかっている。

教員のメンタルヘルスに関する資料¹³から、病気休職に占める精神性疾患の比率の推移をみると、平成15年度には、全国53.1%に対して、北海道(道立学校等の職員)は、69.3%と多かったが、平成21年度には、全国63.3%に対して、北海道(同上)は、73.1%となっており、こういった北海道の教員の精神疾患の占める割合の増加は、平成21年度まで常に全国と比較すれば高い割合で推移していることが顕著である。

2. 給特法と超過勤務

教員の働き過ぎの背景にある給特法(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)¹⁴についておさえておく必要がある。

1971年から続くこの法律により教職調整額が支給されるので民間でいうところの残業代と呼ばれるものは存在しない。この法律では「教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとするにした」とあるように、時間外勤務を原則禁止し、時間外勤務を命ずる場合とは、「臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るもの」としている。具体的には、①生徒の実習に関する業務、②学校行事に関する業務、③教職員会議に関する業務、④非常災害等やむを得ない場合に必要業務を主な4つの例外としている。文科省作成の資料¹⁵によると教員の勤務態様の特殊性として、修学旅行や遠足など、学校外の教育活動があることや、夏休み等の長期の学校休業期間があることによって、勤務時間管理が困難であることを、教職調整額¹⁶支給の根拠としている。

上記に挙げたような例外4項目に該当する場合には、超過勤務手当ではなく、給料月額¹⁷の4%一律支給で対応が可能である。

しかし、実際の教育現場では、教職員に対して求められる課題も多く、負担も増している。

一方で、給特法による給付さえあれば何でも可能だと解釈(誤解)され、時間管理が進まない¹⁷。近年は、一部教員の自宅研修「不正」へのパッシングが強まる一方で、

⁷ 道教委(2010)

⁸ 道教委(2010)

⁹ 山梨県高教組がその教員を対象として学校教員の労働と生活の実態及び問題点を生活時間調査の方法によって明らかにすることを目的とした調査。期間は1997年10月の連続1週間。調査数は、全日制教諭150名、各種障害児学校50名の合計200人が対象。回収サンプル数は133。

¹⁰ 一般的には、食事、睡眠等の基礎的生活を行う時間ではなく、娯楽や人間関係などの社会的活動を行う時間のこと。鷲谷(2000)参照

¹¹ 鷲谷(2000)

¹² 『平成22年度 学校教員統計調査』3年ごとに実施。最新版が平成22年度版である。

¹³ 北海道の数値：道教委(2011)、全国の数値：文科省(2012)

¹⁴ 文科省HP 文部事務次官通達(1971)

¹⁵ 文部科学省HP 資料3「教職員給与に関する諸制度等について」

¹⁶ 一般行政職と比較して2.76%支給額が多い。

¹⁷ 村山、全教組弁護団(2012) p.37

部活動による「残業」や土日出勤などの時間管理はあいまいなままである。

そういったことから、現行法が実際の教員の働き方に見合っているのか、検証が必要である。

3. 日本の教員の特徴 ― 専門性をめぐる問題

岩田（2008）は、教員の専門性に関して議論する際に、注意すべき点として、日本の初等・中等教育を担う教員の職能の分化が充分ではないので、専門に即して教員の働き方を捉えるには日本では無理があると指摘する。

通常、「教師」には teacher が用いられるが、実は日本の初等・中等教育の教師たちにとって teach（教えること・授業）はその職能のうちのごく一部でしかなく、それ以上に多くの役割を担っているとして、次のように述べる。

「児童生徒の生活や進路に関する相談に乗る counselor であり、その家庭生活に問題を抱える場合に解決を担う social worker であり、「校務分掌」という名のもとに割り振られた学校の管理運営的な仕事を担う administrator であり、部活動等の各種教科外活動を指導する instructor であり、さらには学校の属する地域の活性化に寄与する coordinator であり、時には児童生徒の素行の取り締まりや校区の秩序維持を担う guardian あるいは policeman としての役割も負う」¹⁸。

また、日本の教員の特性としての、「無境界性」「無限定性」の根拠を分析し、西欧の「専門職」(profession)とは違い、日本の教員には、「専門性」の一部に「人間性」という諸要素を含む特性に留意する重要性を述べている他、専門性を主にキリスト教圏の既成専門職モデル、医師・法曹家・聖職者に代表される既成専門職が主に肉体的・社会的・精神的に「苦しんでいる人々」に救いの手をさしのべることを旨とするのに対し、教員はそういった「苦しみ」を前提としない市民一般の発達のサポートが基本となるため、その捉え方を用いて教員を分析することには、無理があると述べた¹⁹。

また、戦後日本における教師の多忙問題に関する調査を検討した久富（1998）によると、教師はいつの時代にも忙しいという感覚をもっている、つまり「文化としての多忙」は、教師の世界に特有のものだと述べた上で、「不達成感」（エンドレスに途切れなく、どこまでもつきゅうできるゆえに、やっておきたいことやらなければいけないことまでできない）と「熱心さ」という文化としての多忙を語る上での大きな2つの要因から形成されたとした。特に、熱心な教師には、子どもたちとその教育のために忙しさをいとわずに取り組むことが求めら

れ、教師は「忙しなくなればならない存在」でもあることにもなる²⁰。

IV. 聞き取り調査からみる教員の労働

1. 部活動まで面倒をみることには限界もある

― A 先生（40 歳代男性）

7 時頃には学校に到着し、1 日の授業を終え部活動を見ると退勤は 19 時 30 分頃になる。運動部の顧問であることもあって 1 週間 6 日は学校に来ている。

教員の仕事の問題としては、普段の日休むと授業に誰かが代わりに行かないといけないこと。それが、曜日振り替えができることもあるが、やりきれないときには自習や他の先生に代行授業をしてもらったりと、代行の先生は自分で予定していた仕事があるのにできなくなってしまうという迷惑をかける部分が大きいの。教材研究（授業準備）についても、学校全体に関わる分掌や学年の仕事を優先してやらないといけないので、教員本来の仕事である授業準備は最後に追いやらざるをえない。そうすると、勤務時間外や休みの日にやるのが当然になっている。

学校は部活を文化として担ってきたことで、生徒指導の面では非常に有効だが、教員が部活まで面倒をみるのは現実には限界がある。土日の手当は少し改善されても、代休については議論されてこなかったのは、ずっと教員の「暗黙の聖職性」（目の前にいる生徒のため）に頼ってきたところが大きいからである。また、研修をしたら報告するのは大事だとは思いますが、証拠を残すことを前提に考えるのは、窮屈である。やはり教育とは、人との会話などの見えないものから生まれることも多いのにそれも可視化して見せないといけないのは切ない。ただ、忙しいと口では言うが、忙しいうちが華だとも思っている。

2. ミドルリーダーは求められる仕事の範囲も広い

― B 先生（40 歳代男性）

7 時 30 分頃に出勤し、20 時や 21 時に退勤する。分掌である教務では、時間割作りに長らく携わってきたが、教務全員が時間割作成作業をできるわけではなく、前に担当していた先生の仕事を教えてもらって引き継ぎ、次は自分が後継者に教えたり、情報を残していく役割がある。時間割編成の時期には 0 時をまわることも珍しくない。

また、担任ばかりが仕事をするのではなく、副担任の教員と業務分担をして負担感を軽減すべきだということが勤務校では数年前からいわれているが、自分が担任教員として分業するためのお膳立てをする時間がない場合

¹⁸ 岩田（2008）p.43 より抜粋

¹⁹ 岩田（2008）pp.43-47

²⁰ 久富（1998）pp.73-77

も多く、副担任にうまくふる余裕がない。

自分が教員になったばかりの頃には年配の先生がゆとりをもってある程度若い人たちの面倒をみってくれる余裕があった。そういう時期には身体を使う業務は（自分がやってきたように）20代の先生がバリバリやり、頭を使うような業務は40、50代の教員がやるというこれまでの価値観が通用しない。今は自分が40代に入り、勤務校では「40代の若手」として身体を使う業務と頭を使うような業務を兼任せざるを得ず、40代は「ミドルリーダー」と表現されるが、まさに管理職と部長職ではない教諭の関係でも挟まれやすい。

教員は足並み揃えてということを強調する一方でできていない部分がある。それは、学級でも授業でも教員それぞれが「個人営業者」だという感覚をもっているからで、自分に任されている仕事と、みんなで協力する仕事とが混在している。

3. 吹奏楽部の副顧問は拘束時間の長さから敬遠される —— C先生（40歳代男性）

1週間に3日は19時30分頃帰宅できるが、1週間のうち2日は22時30分に帰宅する。3年生を担当すると、特に担任にかかわってくる仕事量が少し多くなる。分掌は進路なので、進路関係の確認や連絡、模擬試験のとりまとめなどの非生産的な事務仕事が多い。

学校内にいるときは常に何かをしないといけない準備時間にあてられて、その優先順位をどうするかということを考えているのが常なので、精神的に休んでいる感覚はない。土日は平日に積み残した業務を処理したり、冷静に考える作業をしている。また平日には先生方と話す時間を多くとれないので、土曜日に来た先生方と少し話をしたりする。

吹奏楽部（局）は拘束時間が長いから、副顧問は持ち手がない。例えば、他の体育館をつかう部活では割り当ての関係で土日来て8時から13時に指導して終えたら、その後は自分の仕事ができる。でも、吹奏楽部は8時に来て9時にスタートで、終わるのは15時とか、そしてその後は自主練習で16時、17時となるから長い。それでも、体育館を使う前の部活のときより日数的には来ていない。楽器運びもあるので大会引率是一緒に行ったり、正顧問のお子さんが幼いことから全体練習の後の自主練習の時間には生徒を引き受けて、技術的な指導はできないが顔を出すようにしている。

現実には他の先生のことをみる余裕がなく、自分の目の前の仕事をどう片付けようかと思うだけ。それに、誰かに命令されていなくても、生徒のことを考えるとやった方がいいと思ってやっている業務は忙しいが、創造性や主体性があって、やりがいがある。そうやって忙しくしているうちが華ではないかと思っている。

4. 定時制の生徒への目配りと進路指導の変化

—— D先生（40歳代男性）

自身初の定時制勤務で、13時頃学校に来て、1日の勤務時間終了は22時頃である。昨年持ち上がりで4年生の担任をしている。定時制の生徒は小中学校で不登校であったケースも多く、生徒の家庭での生活状況が落ち着かなかったり、不安定であったりすることがあって、そういうところへの目配りというのは、今まで自分が経験してきた全日制の学校や生徒とは質も量も違う。また、定時制は教室を時間によって全日制と共用していることや、不登校だった子も多いことから、なかなか中学校までに小中学生が学ぶ教科の勉強や学校祭などの学校行事を体験できていない、そもそも行事にも参加していないという生徒も多いので、放っておくと自己否定感を強めがち。

昔は定時制に進路指導部をつくらなくても、4年間学校に働きながら通っていた子が大体仕事は決まっていたが、今では定時制でも進路指導部という独自の分掌を位置づけなければならなくなってきている。更に、それは4年生が高校を卒業するときにどうするか、ということだけではなく、今いる生徒にアルバイトをさせるという、定時制における進路指導という枠よりももっと前の支援段階にまで及んでいる。

保護者や生徒との関係は大変であるが、生徒の言葉や姿、教員との信頼関係を結ぶ中での「手応え」を感じて仕事ができいたときには、今より大変な業務を抱えていても、多忙感や負担感はなかったが、今では、子どもと直接かわる時間が削られるだけでなく、事務的な仕事も増え、給与は減らされるなど日々の様々なことが原因で教員同士がそれぞれの実感を共有できていない。

5. クリエイティブな部活動は生活の一部である

—— E先生（40歳代男性）

8時には学校に到着し、21時頃には帰宅する。学年主任としての仕事は、教員一人一人に委ねられている部分が多い。色々なことを考えて生み出す作業は、人知れず辛い仕事だが、生産性のない事務仕事と比べたら、やり遂げたときにひとつのものになり、仕事をしている実感がもてる。授業もその最たるもので、教員一人ひとりがその範疇で色々とクリエイティブなことができる。やはり教員の魅力はそこにある。

若い頃は土日もつぶして生徒と活動するのも当然だと思っていたが、ある時期から仕事とプライベートとは切り離れた。ただ、部活は土日にやらないと「ものにならない」から、生活の一部になっている。大会前以外は土日どちらかを意識的に休みにしている。土日の部活は、自主練やお昼休憩もあって、常時指導しているわけではないが、9時から15時まで部活をしている。

夏季休業期間には、講習があると、普段より早く出て午前中ずっと教壇に立ち、午後は13時30分から17時頃までずっと部活をやっている状態になる。すると、平常授業日は勤務時間内に空き時間もあるが、講習ではそれがないので、平常授業時間の合計よりも長いことも珍しくない。だからこそ、勤務時間に関しての意識はルーズであって、働いたからといって対価があると思って仕事をしているわけではない。やはり、生徒が成長する姿をみること、生徒とともに共有したという思いが生まれるときや、生徒と何かをつくりあげたという実感がもてることが、やりがいである。

6. 教員の仕事は24時間でできてしまう

—— F 先生（30 歳代男性）

7時30分頃には学校に到着し、20時頃帰るようにしている。特に、今は学校独自科目の教材研究が大変忙しく、自転車操業状態。平日の空き時間は、分掌の仕事をしており、自分の仕事という括りの教材研究は後回しにならざるをえないので、土曜日には主に教材研究をするというように、自分の仕事で後回しのものを土曜日にやっていることが多い。そのため、本当に何もないうちは日曜日に休み、まったく学校とは関係ないことをする。

勤務時間についても、平日放課後に教員がすぐに部活を見に行きたくても、生徒指導関連での突発的な会議を含めて、頻繁に会議が入っていて平日は部活につけず、土曜日に集中して指導しているが、できれば平日もきちんと指導時間をとりたいと思っている。

また、夏休み中は、成績不振者の三者面談をする。対象人数が多いと、数人の教員で分担するが、それでも1週間かかる。それと同時に並行して部活動指導も行っていて、8月には部活の強化合宿3泊4日後すぐ大会へ行った後に、お盆3日間の年休をとれるだけ。それが明けると、学校に戻り新学期の準備という状況で夏休みは過ぎ去っていく。

教育には解決策がなく常に問い続けている状態であることから、教員の仕事は24時間営業できてしまうので、自分で意識的に休むようにしている。現代社会において教員は教科はもちろん担任も生活指導も部活動も進路もできる「なんでも屋さん」で全てできることを求められていると感じている。

V. まとめに代えて

教員の働き過ぎは多くの先行研究によって指摘されてきたとおり、今回の聞き取り調査でも教員の働き過ぎがあらためて明らかになった。

まず、多くの教員の労働時間が長いことがあげられる。特に、分掌によっては新年度体制の準備のために深夜

まで学校に残って作業をしている教員も多いが、時期にかかわらず定時退勤ができる教員はほとんどいないというのが実態である。

それと関連して、特に保護者からの視線として教員はなんでも完璧にできるべきである、できるだろうといったものがあり、教員というだけで、授業だけではなく進路や部活動指導など、なんでも屋さんであることを求められてしまうという。

次に、教員の仕事の質に関連してみられた特徴を以下に簡単にまとめておく。

第一に、教員の職務に関して、組織人としての学校運営の一員としてなんでもこなせる能力を求められている側面と科目や学級、学年運営のようなある程度の裁量性が認められている側面を合わせもっていること。

第二に、教員の業務やその範囲に裁量性が高いことで、やりがいへとつながる一方、教員同士の助け合いが困難になるマイナス面もあるということ。

第三に、部活動に関して、子ども達のためを思って頑張っている教員の気持ちに依存している環境が一向に変わらないことや、特定の部活動の拘束時間の長さなどから、そういった部活の持ち手がなかなか決まらず、最終的には特定の教員に負担が集中してしまっていることもあるようだ。

ところで、上にも述べたが、教員の労働を考える上で、「やりがい」について、もう少し掘り下げて考えてみたい。

裁量性の高さによって生産的な業務ができることは、教員個人のやりがいへとつながる。ただ、裁量性の高さがあるからこそ子ども達のためにという一心で動くこと、そうやって忙しくしているうちが華だという意識をもっている教員がいるということは、自らを働き過ぎる状態に追い込んでしまうワーカホリックのような要素が潜んでいる。それが、教員の働き過ぎをもたらししている大きな原因ではないだろうか。

こういった「やりがい」というのは労働者全般に言えることだが、教員の働き方の特徴とは何か。

教員の場合はどちらかといえば労働者性を意識している者が少ないように感じられる。それは、日本の教育が学校という場所で集团的、総合的に子どもをみるという文化を担ってきたことに関係しているのではないだろうか。具体的には、目の前の生徒のために、自らをかえりみずに働いたり、労働者の権利を主張しては教育にならないと考える教員が少なくないことである。

自らの働き方についてかえりみることによって、自らの専門性と裁量性、健康を保って教壇に立つことで、子ども達により人間味ある教育を教授できるのではないだろうか。そのためにも、日常から教員同士の考えや悩みを共有しておくことが求められている。

以下に、教員の働き過ぎを防止する上で検討すべき課題をとりあげる。

第一に、なぜ働き過ぎてしまうのか。教員の意識について深く掘り下げる必要がある。

第二に、そのためには、時間的にも精神的にも適度な余裕がなくてはいけない。そこで、教員の配置基準やその業務内容について考える必要がある。例えば、東京都の一部で実施されているような中学校における部活動の民間委託なども考える必要があるかもしれない。

第三に、上の点ともかかわるが、学校・教員が行うべきことと、地域・住民が行うべきことを分担し、双方の連携も含めて考える必要がある。現代社会では、地域や家庭環境の変化によって、子ども達をとりまく環境は複雑なものとなり、学校や教員が担うべき役目が広範囲にわたっているが、地域の役割とは何だろうか。

いずれにしても、教員の働き過ぎは、教員自身の問題であるだけでなく、子ども達に影響するということも、十分に考慮しなければならない。

この小論で扱ったことから、特に31名の聞き取り調査の詳細については修士論文に掲載しているので、そちらをあわせて参照いただきたい。

【主な参考文献資料等】

- ・全日本教職員組合 HP『日本の教職員の労働実態と健康への影響について——ILO・ユネスコ「勧告」の遵守を求める今後のとりくみに向けた懇談資料——』2005年1月
[http://www.zenkyo.biz/old/html/menu4/2005/20050912155152.html]
- ・日本教職員組合「教員の働きがいに関する意識調査」(社)国際経済労働研究所、2011年9月
- ・北海道教育委員会『教育職員の時間外勤務等の縮減について(報告)』2010年1月
- ・北海道教育委員会 HP「道立学校職員等のメンタルヘルス計画(改訂版)」2011年
[http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/fkr/contents/mental/mental-helth.htm]
- ・文部科学省(Benesse 教育研究開発センターへの委託)『平成18年度文部科学省委託調査報告書 教員勤務実態調査(小・中学校)報告書』、『平成18年度文部科学省委託調査報告書 教員勤務実態調査(高等学校)報告書』、2007年3月
※HPにもあり小・中学校
[http://benesse.jp/berd/center/open/report/kyouinjittai/2006/index_sc.html]
および、高等学校
[http://benesse.jp/berd/center/open/report/kyouinjittai/2006/index_kou.html]
- ・文部科学省 HP「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の施行について」1971年7月9日 文部事務次官通達
- ・文部科学省 HP 資料3「教職員給与に関する諸制度等について」
- ・文部科学省 HP「教員のメンタルヘルスの現状 資料2」2012年
[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/088/shiryo/1318684.htm]
- ・文部科学省 HP『平成22年度 学校教員統計調査』「離職の理由別年齢区分別 離職教員数
[http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/k_detail/1319073.htm]
- ・朝日新聞教育チーム『いま、先生は』岩波書店、2011年
- ・岩田康之「教育改革の動向と教師の「専門性」に関する諸問題」久富善之『教師の専門性とアイデンティティ——教育改革時代の国際比較調査と国際シンポジウムから』勁草書房、2008年
- ・久富善之「教師の生活・文化・意識——献身的教師像の組み替えに寄せて」『岩波講座 現代の教育 第6巻 教師像の再構築』岩波書店、1998年
- ・田中孝彦、世取山洋介編『安倍流「教育改革」で学校はどうなる』大月書店、2007年
- ・広田照幸『格差・秩序不安と教育』世織書房、2009年
- ・村山晃、全日本教職員弁護団編『教職員の権利ハンドブック』旬報社、2012年
- ・鷲谷徹「学校教員の労働と生活(第1・2・3報)——生活時間調査結果から」『労働科学 第76巻 第7号』2000年